

# 商工会だより

第 50 号  
令和 2 年 2 月  
発行 上毛町商工会  
☎ 72 - 3195

## 新春初詣

1月12日、新春恒例となりました商工会福利厚生事業の一環として「新春初詣」を開催しました。

今年、あいにくの曇り空でしたが、参拝時には雨

も降らず、二社参りを行うことができました。

京都の伏見稲荷大社、茨城の笠間稲荷神社と共に日本三大稲荷に数えられている神社で、商売繁盛のご利益で知られている祐徳稲荷神社、樹齢千四百年の楠など古の樹木や佐賀恵比寿神社などの境内社がある與賀神社の二社を参拝し、商売繁盛や家運繁栄等を祈願しました。

途中、武雄温泉物産館に立ち寄り、昼食を楽しみながら会員同士の交流を図り有意義な一日となりました。

次回も、会員の皆様のご参加をお願いします。



## 《税務無料相談》

早いもので、また個人事業主の確定申告の時期となりました。

今年の確定申告は、2月17日(月)から3月16日(月)までとなっていますので、帳簿等の整理を早めにして、間違いのないよう準備をしましょう。消費税の申告は3月31日(火)までです。

商工会では、専門家(税理士)を招いて、決算から申告に関する無料相談を左記の日程で行います。ご相談の際は時間調整を行いますので、事前にご連絡くださいますようお願いいたします。

### ◆日時

2月5日・12日・19日・26日  
午後2時から午後4時  
3月3日・6日・11日  
午後1時から午後5時

◆税理士 奥野 和浩 氏

### ◆場所

上毛町商工会館指導室

## 消費税増税および軽減税率について

令和元年10月1日から消費税率の引き上げとともに新たに消費税軽減税率制度が導入されました。

軽減税率の対象品目を本業で取り扱う事業者はもとより、事業者として軽減税率の対象となる飲食料品を仕入れた場合に区分経理が必要になる等、すべての事業者に関係があります。

軽減税率制度をはじめとする各種経営上のお悩みにつきましましては、商工会までご相談ください。



### 青年部員募集

上毛町商工会青年部では、部員を募集しています。入部条件は、年齢が満45歳以下で上毛町商工会の会員事業所であり、その経営者および親族、または勤務している方です。性別は問いません。

上毛町の将来を担う私たちは、町の活性化を図る原動力として知恵を出し合い、青年部活動を通じて地域に貢献しています。詳しくは上毛町商工会までご連絡ください。

### 女性部員募集

上毛町商工会女性部は、ボランティア活動や視察研修旅行等、さまざまな事業を展開し、地域や部員同士の交流を図っています。地域を活性化するため、共に楽しく活動していただける女性部員を随時募集しています。年齢制限はございません。

せん。詳しくは上毛町商工会までご連絡ください。

### 福岡県事業承継支援 ネットワーク

中小企業の事業承継を支援するため、平成30年度より設立されました。事業承継に必要な期間は5〜10年と言われています。

後継者教育などを進めながら経営権を引き継ぐ「人（経営）」の承継、自社株式・事業資産、債権や債務など「資産」の承継、経営理念や取引先との人脈、技術・技能といった「知的資産」の承継を、計画的に着手に進める必要があります。そのためにも1日でも早い準備をおすすめします。何かから始めていいかわからない等のお悩みがある方は、事業承継診断（無料）を受けることをおすすめします。また、事業承継診断実施後には、事業承継に必要な計画づくりをサポートする専門家派遣も行っています。

す。  
<http://f-figyonw.com/>

### 福岡県事業引継ぎ支援センター

中小企業経営者の高齢化が進むなか、特に親族内における後継者の確保が困難となつてきています。

十分な事業承継対策を行っていないため社内の業績が悪化してしまつたケースも存在しており、中小企業にとって事業承継問題は非常に重要な問題です。

事業引継ぎ支援センターは、このような現状に対処して円滑な事業のバトンタッチを支援し、次世代への経営資源のスムーズな承継を促進させるために設立されたものです。親族又は第三者への事業引継ぎの相談口として、事業承継に関するお悩みに、相談員が対応いたします。事業承継問題に取り組む際、ご子息など親族に事業を承継するうえでの課題

や、第三者への事業譲渡を通じて事業の引継ぎを行ううえでの課題など、様々な事柄に対処いたします。また、ご希望に応じて事業譲渡の相手企業へのご紹介についても、お手伝いいたします。

<http://f-hikitsugi.com/about.html>

### 創業等促進支援事業 助成金のお知らせ

上毛町では、町内で店舗などを改修するなどして創業を目指す方を対象に、改修工事費などの創業に係る費用を助成しています。

▼対象者  
町内で新たに創業を行う方で要件すべてに該当する方

対象者等の要件がありますので詳しくはお問い合わせください。

### ●問い合わせ先

①制度や申請に関すること

上毛町開発交流推進課  
開発交流推進係  
TEL 72-3111

②創業や経営に関すること  
上毛町商工会  
TEL 72-3195

### 出店案内直接配信制度

福岡県商工会連合会では、様々な機関と連携し商談会、催事等を開催、紹介を行っております。また、商談会や催事等の情報をリアルタイムに会員事業所に配信するサービスも実施しています。ご利用を希望する事業所は、上毛町商工会でお申込みをお願いします。

### エキスパートバンク事業

エキスパートバンク制度は、経営・営業・生産・技術など多くの問題を抱えている小規模事業者又は創業を予定する方の経営を支援する目的で行っている事業

です。  
 小規模事業者等のご要望に  
 応じて、福岡県商工会連  
 合会に登録されたエキス  
 パートを直接事業者に派遣  
 し、専門家から具体的かつ  
 実践的な指導やアドバイス  
 を受けることによりその解  
 決を図っています。

**金融の幹旋事業**

商工会では、福岡県信用  
 保証協会や日本政策金融公  
 庫を中心とした金融の幹旋  
 を行っています。

また、希望に応じてエキ  
 スパートバンク等を通じ事  
 業計画書の作成指導を受け  
 ることができます。

**・マル経融資制度について**

マル経融資は、低金利・  
 無担保・無保証人で借入が  
 できる大変お得な融資制度  
 です。

**▼資金使途**

一、経営改善に必要な事業  
 資金（運転資金、設備  
 資金）

**▼融資条件（六月三日現在）**

- ①利率 1・21%（固定）
- ②融資期間  
 運転資金 7年以内  
 設備資金 10年以内
- ▼融資限度額  
 二、〇〇〇万円

**各種セミナーを開催**

京築地区4商工会では毎  
 年九月〜十二月にかけて各  
 専門家による講習会を共同  
 開催しております。

また、商工会関係機関で  
 も様々なセミナーが実施さ  
 れており、会員事業所に紹  
 介を行うことができます。

事前に、参加してみたい  
 セミナー等があれば個別に  
 お知らせください。

**経営に役立つ機関の  
 ご紹介**

**●福岡県よろず支援拠点**

小規模事業者・中小企業  
 がすぐに使えて、具体的  
 で、なるべくお金をかけな  
 い色々な取り組みをサポート

トするために、「売上拡大」  
 「経営改善」「創業相談」「補  
 助金」相談業務を行ってい  
 ます。

それぞれの分野に合った  
 専門家を選ぶことができ、  
 多くの方が経営の相談に訪  
 れています。

**※事前予約制**

※上毛町商工会からテレ  
 ビ電話での経営相談も  
 可能（平日のみ）  
<http://fukuoka-yorozu.jindo.com/>

**●ミラサポ**

中小企業庁委託事業とし  
 て、中小企業・小規模事業  
 者の未来をサポートするサ  
 イトを運営しています。

サイト内では、無料の専  
 門家派遣や補助金等様々な  
 国の支援ツールが掲載され  
 ております。

無料専門家派遣制度を利用  
 される場合は、商工会を  
 含む認定支援機関で手続き  
 を行うこととなりますので、  
 お気軽に商工会までご  
 連絡ください。  
<https://www.mirasapo.jp/>

**●福岡県工業技術センター**

福岡県工業技術センター  
 は、化学繊維研究所、生物  
 食品研究所、インテリア研  
 究所、機械電子研究所の4  
 つの研究所と企画管理部か  
 ら構成されています。

県内産業振興に資する競  
 争力のある自立した中小企  
 業の育成を目指し、地域産  
 業や企業が抱える課題や  
 ニーズを把握し、その解決  
 を支援します。  
<http://www.ftc.pref.fukuoka.jp/>

**商工貯蓄共済加入者の特典**

★人間ドック検診助成制度  
 本共済制度に三口以上の加  
 入者及びその被保険者で満  
 40才以上の方に、人間ドッ  
 クの費用を助成します。

●日帰りドックと一泊二日  
 等の人間ドックが対象。

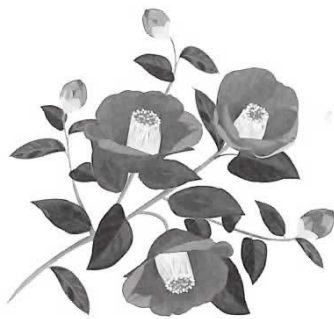
●助成対象の病院は、県内  
 の指定病院。

●助成金は一万円か、要し  
 た費用の半額のいずれか低  
 い方を助成。

**保険診断サービス**

商工会では、専門家によ  
 る保険・共済の診断を無料  
 で行っています。現在ご加  
 入の保険や共済に漏れや重  
 複、無駄がないか、福岡県  
 商工会連合会の専門家が無  
 料で診断を行います。

客観的な情報により、良  
 い判断材料としてご利用い  
 ただけます。



**☆築上郡内の指定病院**

「豊築メデイカルセンター」  
 （豊前市大字八屋  
 一七七六一四）

「働き方」が  
変わります!!

2019年4月1日から  
働き方改革関連法が順次施  
行されます。

◆ポイント①

時間外労働の上限規制が  
導入されます。

時間外労働の上限を月45  
時間、年360時間を原  
則とします。

◆ポイント②

年次有給休暇の確実な取  
得が必要です。

毎年5日、時季を指定し  
て有給休暇を与える必要  
があります。

◆ポイント③

正規雇用労働者と非正規  
雇用労働者の間で、基本  
給や賞与などの個々の待  
遇ごとに不合理な待遇差  
が禁止されます。

※下記に施行日やポイント  
等の詳細な情報を掲載し  
ています。

事業主の皆さまへ

# 「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から  
働き方改革関連法が順次施行されます

Point  
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

## 時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、  
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、  
**複数月平均80時間**（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

⇒時間外労働かできる時間数を設定し、労働基準監督署に届け出ていただく際の様式と記載例を  
厚生労働省HPにアップしました。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html)

Point  
2

施行：2019年4月1日～

## 年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上**の年次有給休暇**が付与される全ての労働者に対し、

**毎年5日、時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。

⇒時季指定の仕方など、具体的な付与の仕組みを整理した資料を厚生労働省HPにアップしました。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html)

Point  
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

## 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、

正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、

**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ

改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare



中小企業庁